

(別紙様式1)

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)

[illegible]

(別紙様式2)

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予 定 価 格	契 約 金 額	落札率	再就職の役員数	備 考
港湾・空港施設等の設計に関する技術支援業務 令和3年4月9日～令和4年2月28日 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 横浜港湾空港技術調査事務所長 横浜港湾空港技術調査事務所 神奈川県横浜市神奈川区横本町2-1-4	R3.4.9	一般財団法人沿岸技術研究センター 東京都港区西新橋1-14-2	2010005018571	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-1のとおり (簡易公募型プロポーザル)	33,891,000	33,770,000	99.6%		
千葉港千葉中央地区防波堤基本設計 令和3年4月20日～令和3年12月20日 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 横浜港湾空港技術調査事務所長 横浜港湾空港技術調査事務所 神奈川県横浜市神奈川区横本町2-1-4	R3.4.20	株式会社ニュージエック 東京都江東区亀戸一丁目5番7号	2120001086883	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-2のとおり (簡易公募型プロポーザル)	23,958,000	23,650,000	98.7%		
既存観測機器等を活用した防災力強化方策検討業務 令和3年5月12日～令和4年3月25日 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 横浜港湾空港技術調査事務所長 横浜港湾空港技術調査事務所 神奈川県横浜市神奈川区横本町2-1-4	R3.5.12	一般財団法人沿岸技術研究センター 東京都港区西新橋1-14-2	2010005018571	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-3のとおり (簡易公募型プロポーザル)	23,947,000	23,837,000	99.5%		
千葉港葛南中央地区海岸保全施設整備基本設計 令和3年6月11日～令和4年2月1日 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 横浜港湾空港技術調査事務所長 横浜港湾空港技術調査事務所 神奈川県横浜市神奈川区横本町2-1-4	R3.6.11	パシフィックコンサルタンツ株式会社 首都圏本社 東京都千代田区神田錦町三丁目2番地	8013401001509	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-4のとおり (簡易公募型プロポーザル)	36,003,000	35,420,000	98.3%		
東京湾沿岸域施設への鉄鋼スラグ混練材の活用による環境改善に関する研究委託 令和3年7月5日～令和4年3月23日 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 横浜港湾空港技術調査事務所長 横浜港湾空港技術調査事務所 神奈川県横浜市神奈川区横本町2-1-4	R3.7.5	学校法人千葉工業大学 千葉県習志野市津田沼二丁目17番1号	5040005002413	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-5のとおり (参加者の有無を確認する公募手続)	4,070,000	2,960,100	72.7%		
光学衛星及び海洋短波レーダーを利用した東京湾における水質・波浪空間分布推定手法に関する研究委託 令和3年7月13日～令和4年3月23日 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 横浜港湾空港技術調査事務所長 横浜港湾空港技術調査事務所 神奈川県横浜市神奈川区横本町2-1-4	R3.7.13	国立大学法人横浜国立大学 神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台79番1号	6020005004971	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-6のとおり (参加者の有無を確認する公募手続)	3,784,000	3,300,000	87.2%		
鉄鋼スラグ混練地盤材料による造成地盤の物性に及ぼす施工方法及び地盤材料の物理・力学特性の影響に関する研究委託 令和3年7月20日～令和4年3月23日 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 横浜港湾空港技術調査事務所長 横浜港湾空港技術調査事務所 神奈川県横浜市神奈川区横本町2-1-4	R3.7.20	学校法人東京理科大学 東京都新宿区神楽坂一丁目3番地	5011105000945	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-7のとおり (参加者の有無を確認する公募手続)	3,476,000	3,017,215	86.8%		
東京湾における成素収支に着目した環境再生の機能とその評価に関する研究委託 令和3年7月28日～令和4年3月23日 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 横浜港湾空港技術調査事務所長 横浜港湾空港技術調査事務所 神奈川県横浜市神奈川区横本町2-1-4	R3.7.28	国立大学法人東京大学 東京都文京区本郷七丁目3番1号	5010005007398	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-8のとおり (参加者の有無を確認する公募手続)	4,081,000	3,499,994	85.7%		
横浜港本牧地区BC2岸壁(-16m)(耐震)予備設計 令和3年8月4日～令和4年2月25日 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 横浜港湾空港技術調査事務所長 横浜港湾空港技術調査事務所 神奈川県横浜市神奈川区横本町2-1-4	R3.8.4	パシフィックコンサルタンツ株式会社 首都圏本社 東京都千代田区神田錦町三丁目2番地	8013401001509	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-9のとおり (簡易公募型プロポーザル)	35,123,000	34,980,000	99.5%		
千葉港葛南中央地区海岸保全施設整備基本設計(その2) 令和3年9月2日～令和4年2月28日 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 横浜港湾空港技術調査事務所長 横浜港湾空港技術調査事務所 神奈川県横浜市神奈川区横本町2-1-4	R3.9.2	パシフィックコンサルタンツ株式会社 首都圏本社 東京都千代田区神田錦町三丁目2番地	8013401001509	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-10のとおり (簡易公募型プロポーザル)	31,955,000	31,746,000	99.3%		
令和3年度 サンドコンバクションパイルの杭間地盤の強度増加評価に関する研究委託 令和3年9月15日～令和4年3月23日 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 横浜港湾空港技術調査事務所長 横浜港湾空港技術調査事務所 神奈川県横浜市神奈川区横本町2-1-4	R3.9.15	国立大学法人北海道大学 北海道札幌市北区北9条西7丁目	6430005004014	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-11のとおり (参加者の有無を確認する公募手続)	3,696,000	3,001,856	81.2%		
令和3年度 横浜港湾空港技術調査事務所護岸活用検討業務 令和3年9月27日～令和4年2月25日 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 横浜港湾空港技術調査事務所長 横浜港湾空港技術調査事務所 神奈川県横浜市神奈川区横本町2-1-4	R3.9.27	株式会社日本港湾コンサルタント 東京都品川区西五反田8丁目3番6号	1010701012473	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-12のとおり (簡易公募型プロポーザル)	20,130,000	20,020,000	99.4%		
令和3年10月分該当無し										
令和3年11月分該当無し										
令和3年度 横浜港本牧ふ頭地区棧橋式岸壁水理模型実験 令和3年12月24日～令和4年6月30日 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 横浜港湾空港技術調査事務所長 横浜港湾空港技術調査事務所 神奈川県横浜市神奈川区横本町2-1-4	R3.12.24	株式会社エコー 東京都台東区北上野2-6-4	2010501016723	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-13のとおり (簡易公募型プロポーザル)	36,509,000	36,300,000	99.4%		
令和4年1月分該当無し										
令和4年2月分該当無し										
令和3年度 横浜港本牧地区荷さばき地液状化対策検討業務 令和4年3月22日～令和4年8月26日 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 横浜港湾空港技術調査事務所長 横浜港湾空港技術調査事務所 神奈川県横浜市神奈川区横本町2-1-4	R4.3.22	株式会社日本港湾コンサルタント 東京都品川区西五反田8丁目3番6号	1010701012473	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-14のとおり (簡易公募型プロポーザル)	37,279,000	37,180,000	99.7%		

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品役務等)

[illegible]

(別紙様式4)

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

[illegible]

令和 3 年度

横浜港湾空港技術調査事務所

随意契約理由書

件名) 港湾・空港施設の設計等に関する技術支援業務

本件は、下記理由により「一般財団法人 沿岸技術研究センター」と随意契約致したい。

記

本業務は、管内の港湾・空港施設の設計等に関する様々な技術的課題に対し、各課題に精通した有識者によるヒアリング等を実施し、対応方法の提案等の技術的支援を行うものである。

本業務の実施にあたっては、当局が提示する設計等に関する検討案件について、検討会の開催やヒアリングを通じ、得られた有識者の意見を踏まえながら、課題の抽出整理や技術的検証・検討を速やかに行うための技術力を有し、港湾・空港施設の調査・設計・施工に精通している事が必要である。

このため、簡易公募型に準じたプロポーザル方式（総合評価型）により、技術提案を求め、優れた技術提案を行った一般財団法人 沿岸技術研究センターを特定した。

したがって、一般財団法人 沿岸技術研究センターが本業務を最も円滑かつ適切に実施できるものと判断できる。

以上の理由から会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、一般財団法人 沿岸技術研究センターと随意契約するものである。

令和 3 年度

横浜港湾空港技術調査事務所

随意契約理由書

件名) 千葉港千葉中央地区防波堤基本設計

本件は、下記理由により「株式会社ニュージェック」と随意契約致したい。

記

本業務は、千葉港千葉中央地区の防波堤の基本設計を行うものである。

本防波堤設計範囲は、防波堤の起点部である既設護岸から終点部にかけ
ての水深変化が大きく、また起点部の既設護岸の構造にも留意した工区割
の設定と構造選定が必要となる。以上を考慮した構造諸元を選定するた
めには、防波堤の設計に関する十分な実績の他、専門的な技術力と豊富な
知見を有している必要がある。

このため、簡易公募型プロポーザル方式（総合評価型）により技術提
案を求め、最も優れた技術提案を行った株式会社ニュージェックを特定
した。

したがって、株式会社ニュージェックが本業務を最も円滑かつ適切に実
施できるものと判断できる。

以上の理由から会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、株式会社ニュー
ジェックと随意契約するものである。

令和3年度

横浜港湾空港技術調査事務所

随意契約理由書

（件名） 既存観測機器等を活用した防災力強化方策検討業務

本件は、下記の理由により、一般財団法人沿岸技術研究センターと随意契約したい。

記

本業務は、関東地方整備局港湾空港部各事務所等に設置されている既存観測機器等を活用した防災力の強化方策の検討を行うものである。

一般財団法人沿岸技術研究センターは、本業務実施に係る簡易公募型プロポーザル方式により提出された技術提案等及びヒアリング内容を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案の項目において当事務所が設定した技術提案書を特定するための評価基準を満たした参加表明書等の提出者である。

よって、会計法第29条の3第4項の規定により、一般財団法人沿岸技術研究センターと随意契約を行うものである。

令和 3 年度

横 浜 港 湾 空 港 技 術 調 査 事 務 所

随意契約理由書

件名）千葉港葛南中央地区海岸保全施設整備基本設計

本件は、下記理由により「パシフィックコンサルタンツ株式会社 首都圏本社」と随意契約致したい。

記

本業務は、千葉港船橋日の出地区に胸壁として構築されている海岸保全施設の老朽化に伴い、延命化と機能向上を兼ねた改良設計（基本設計）を行うものである。

当該海岸保全施設の設計上、「既設岸壁に留意した設計」及び「施工時による近隣住居」に留意する必要がある。以上を考慮した構造諸元を選定するためには、海岸保全施設の設計に関する十分な実績の他、専門的な技術力と豊富な知見を有している必要がある。

このため、簡易公募型プロポーザル方式（総合評価型）により技術提案を求め、最も優れた技術提案を行った「パシフィックコンサルタンツ株式会社」を特定した。

したがって、「パシフィックコンサルタンツ株式会社」が本業務を最も円滑かつ適切に実施できるものと判断できる。

以上の理由から会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、「パシフィックコンサルタンツ株式会社 首都圏本社」と随意契約するものである。

令和 3 年度

横浜港湾空港技術調査事務所

随 意 契 約 理 由 書

件名：東京湾沿岸域施設への鉄鋼スラグ混練材の活用による環境改善に関する研究委託

本業務は、下記の理由により、学校法人千葉工業大学と随意契約したい。

記

本業務は、関東地方整備局が行う港湾環境改善の実施にあたり、課題となる事項について、その課題を解決するための検討を行うものである。

具体的には、東京湾沿岸域施設整備への鉄鋼スラグ混練材の活用を想定し、環境側面と使用蓋然性に着目し、水環境改善との両立のための社会技術の確立を目的とするものである。本業務を遂行するためには、カルシア改質土等の鉄鋼スラグ混練材等人工材料を海域利用することに関する技術に精通し、技術的判断をする能力、及び水環境改善技術（人工浅場、人工干潟または浚渫土の改質等）に精通し、環境側面と使用蓋然性の観点から技術的判断をする能力を有することが求められる。

本業務は国の公共事業における港湾整備事業に直結し、港湾環境改善につながる研究業務であることから、本業務の実施機関は、港湾環境に関する総合的かつ最新の知見と工学的研究遂行能力及び研究実績を有することが必要である。

このため、下記応募要件を満たすと認められる者がいない場合に特定法人等との随意契約手続きに移行することを明示して「参加意思確認書の提出を申請する公募」を行ったところ、参加意思確認書を提出する者がいなかったことから、当該委託業務を遂行することが出来る唯一の機関として選定した学校法人千葉工業大学と会計法第 29 条の 3 第 4 項の規定に基づき、随意契約を行うものである。

（応募要件）

【技術力に関する要件】

- ① カルシア改質土等の鉄鋼スラグ混練材等人工材料を海域利用することに関する技術に精通し、技術的判断が可能なこと。
- ② 水環境改善技術（人工浅場、人工干潟または浚渫土の改質等）に精通し、環境側面と使用蓋然性の観点から技術的判断をすることが可能なこと。

令和 3 年度

横浜港湾空港技術調査事務所

随 意 契 約 理 由 書

件名：光学衛星及び海洋短波レーダーを利用した
東京湾における水質・波浪空間分布推定手法に関する研究委託

本業務は、下記の理由により、国立大学法人横浜国立大学と随意契約したい。

記

本業務は、関東地方整備局が行う港湾環境改善の実施にあたり、課題となる事項について、その課題を解決するための検討を行うものである。

具体的には、光学衛星及び海洋短波レーダーを用いて、東京湾における水質・波浪の同時観測が可能な水環境モニタリング技術を開発し、環境予測について検討を行うものである。本業務を遂行するためには、光学衛星データによる高濁度水域に適した大気補正・水質推定モデルを開発する能力、同モデルの開発と精度検証に必要な水質・光学パラメーターの実測値取得が可能であること、光学衛星及び海洋短波レーダーを組み合わせた水環境モニタリング技術を開発する能力が求められる。

本業務は国の公共事業における港湾整備事業に直結し、港湾環境改善につながる研究業務であることから、本業務の実施機関は、港湾環境に関する総合的かつ最新の知見と工学的研究遂行能力及び研究実績を有することが必要である。

このため、下記応募要件を満たすと認められる者がいない場合に特定法人等との随意契約手続きに移行することを明示して「参加意思確認書の提出を申請する公募」を行ったところ、参加意思確認書を提出する者がいなかったことから、当該委託業務を遂行することが出来る唯一の機関として選定した国立大学法人横浜国立大学と会計法第 29 条の 3 第 4 項の規定に基づき、随意契約を行うものである。

(応募要件)

【技術力に関する要件】

- ① 光学衛星データによる高濁度水域に適した大気補正・水質推定モデルの開発が可能であること。
- ② 光学衛星データによる大気補正・水質推定モデルの開発と精度検証に必要な水質・光学パラメーターの実測値取得が可能であること。
- ③ 光学衛星及び海洋短波レーダーを組み合わせた水環境モニタリング技術の開発が可能であること。

令和 3 年度

横浜港湾空港技術調査事務所

随 意 契 約 理 由 書

件名：鉄鋼スラグ混合地盤材料による造成地盤の物性に及ぼす
施工方法と地盤材料の物理・力学特性の影響に関する研究委託

本業務は、下記の理由により、学校法人東京理科大学と随意契約したい。

記

本業務は、関東地方整備局が行う港湾整備事業の実施にあたり、課題となる事項について、その課題を解決するための検討を行うものである。

具体的には、建設発生土や浚渫土に鉄鋼スラグを混合して利用することにより、建設発生土や浚渫土の力学特性を改善し、東京湾沿岸域施設整備に活用するための基礎資料を得るもので、鉄鋼スラグ混合地盤材料（①鉄鋼スラグとシールドトンネル建設時に発生する土砂を模擬した砂の混合、②鉄鋼スラグと浚渫土を模擬した粘土の混合）の水中投入時及び地盤造成後における材料分離性や法面形成性に対する施工方法や地盤材料の物理・力学特性の影響について検討するものである。本業務を遂行するためには、鉄鋼スラグ等の産業副産物の地盤工学的利用に関する技術に精通し、技術的判断をする能力、及び 10^{-6} レベルの微小ひずみ状態での応力ひずみ関係を測定することができる高性能三軸圧縮試験機を使いこなす能力が求められる。

本業務は国の公共事業における港湾整備事業に直結した研究業務であることから、本業務の実施機関は、港湾整備に関する総合的かつ最新の知見と工学的研究遂行能力及び研究実績を有することが必要である。

このため、下記応募要件を満たすと認められる者がいない場合に特定法人等との随意契約手続きに移行することを明示して「参加意思確認書の提出を申請する公募」を行ったところ、参加意思確認書を提出する者がいなかったことから、当該委託業務を遂行することが出来る唯一の機関として選定した学校法人東京理科大学と会計法第 29 条の 3 第 4 項の規定に基づき、随意契約を行うものである。

（応募要件）

【技術力に関する要件】

- ① 鉄鋼スラグ等の産業副産物の地盤工学的利用に関する技術に精通し、技術的判断が可能なこと。
- ② 10^{-6} レベルの微小ひずみ状態での応力ひずみ関係を測定することができる高性能三軸圧縮試験機を使いこなすことが可能なこと。

令和 3 年度

横浜港湾空港技術調査事務所

随 意 契 約 理 由 書

件名：東京湾における炭素収支に着目した環境再生の機能とその評価に関する研究委託

本業務は、下記の理由により、国立大学法人東京大学と随意契約したい。

記

本業務は、関東地方整備局が行う港湾環境改善の実施にあたり、課題となる事項について、その課題を解決するための検討を行うものである。

具体的には、海洋生態系がもつ炭素吸収機能（ブルーカーボン）に着目し、東京湾の環境再生を促進するため、東京湾における現地調査や数値シミュレーションによる海水面を通じた炭素収支の評価、リモートセンシング等を用いた藻場の時空間変動の把握、藻場・干潟・浅場の炭素吸収機能の評価を行うものである。本業務を遂行するためには、長期的な炭素の吸収・貯留を把握するため、流動・波浪・水質・生態系・底質を統合した数値モデルを使いこなすこと、当該数値モデルの検証に必要な全炭酸濃度・全アルカリ度の分析を含む炭素収支に関わる海水の調査分析技術、及びリモートセンシング画像等から藻場を推定するソフトウェア解析技術を有することが求められる。

本業務は国の公共事業における港湾整備事業に直結し、港湾環境改善につながる研究業務であることから、本業務の実施機関は、港湾環境に関する総合的かつ最新の知見と工学的研究遂行能力及び研究実績を有することが必要である。

このため、下記応募要件を満たすと認められる者がいない場合に特定法人等との随意契約手続きに移行することを明示して「参加意思確認書の提出を申請する公募」を行ったところ、参加意思確認書を提出する者がいなかったことから、当該委託業務を遂行することが出来る唯一の機関として選定した国立大学法人東京大学と会計法第 29 条の 3 第 4 項の規定に基づき、随意契約を行うものである。

（応募要件）

【技術力に関する要件】

- ① 長期的な炭素の吸収・貯留を把握するため、流動・波浪・水質・生態系・底質を統合した数値モデルを使いこなすことが可能なこと。
- ② 流動・波浪・水質・生態系・底質を統合した数値モデルの検証に必要な、全炭酸濃度・全アルカリ度の分析を含め炭素収支に関わる海水の調査分析技術を有していること。
- ③ リモートセンシング画像等から藻場を推定するソフトウェア解析技術を有していること。

令和 3 年度

横浜港湾空港技術調査事務所

随意契約理由書

件名) 横浜港本牧地区 BC2 岸壁(-16m) (耐震) 予備設計

本件は、下記理由により「パシフィックコンサルタンツ株式会社 首都圏本社」と随意契約致したい。

記

本業務は、横浜港本牧ふ頭地区 BC2 岸壁(-16m) (耐震) の予備設計を行うものである。設計対象施設は、既設 B 突堤の撤去を行い、隣接する岸壁と合わせて約 700m の岸壁とすることで、大型船への対応を図るものである。

設計にあたっては、施設の規模や岸壁の利用形態など様々な港湾に関する知見を有するとともに、国際戦略港湾における耐震強化岸壁の設計や施工に関する総合的かつ最新の知見を有していることが必要である。そのため、耐震強化岸壁の設計に関して十分な実績の他、専門的な技術力と豊富な知見を有している必要がある。

このため、簡易公募型プロポーザル方式（総合評価型）により技術提案を求め、最も優れた技術提案を行ったパシフィックコンサルタンツ株式会社を特定した。

したがって、パシフィックコンサルタンツ株式会社が本業務を最も円滑かつ適切に実施できるものと判断できる。

以上の理由から会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、パシフィックコンサルタンツ株式会社 首都圏本社と随意契約を行うものである。

令和 3 年度

横浜港湾空港技術調査事務所

随意契約理由書

件名) 千葉港葛南中央地区海岸保全施設整備基本設計 (その 2)

本件は、下記理由により「パシフィックコンサルタンツ株式会社 首都圏本社」と随意契約致したい。

記

本業務は、千葉港船橋日の出地区に護岸として構築されている海岸保全施設の老朽化に伴い、延命化と機能向上を兼ねた改良設計（基本設計）を行うものである。

当該海岸保全施設の設計上、「狭隘な護岸背後地に留意した設計」及び「施工時における騒音・振動に対する近隣企業等への配慮」に留意する必要がある。以上を考慮した構造諸元を選定するためには、海岸保全施設の設計に関する十分な実績の他、専門的な技術力と豊富な知見を有している必要がある。

このため、簡易公募型プロポーザル方式（総合評価型）により技術提案を求め、最も優れた技術提案を行った「パシフィックコンサルタンツ株式会社」を特定した。

したがって、「パシフィックコンサルタンツ株式会社」が本業務を最も円滑かつ適切に実施できるものと判断できる。

以上の理由から会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、「パシフィックコンサルタンツ株式会社 首都圏本社」と随意契約するものである。

令和 3 年度

横浜港湾空港技術調査事務所

随 意 契 約 理 由 書

件名：令和 3 年度 サンドコンパクションパイルの杭間地盤の強度増加評価に関する研究
委託

本業務は、下記の理由により、国立大学法人北海道大学と随意契約したい。

記

本業務は、関東地方整備局が行う港湾整備事業の実施にあたり、課題となる事項について、その課題を解決するための検討を行うものである。

具体的には、横浜港の港湾建設に資するために横浜港新本牧地区の地盤を想定し、サンドコンパクションパイルの杭間地盤における強度増加の評価を行うものである。本業務を遂行するためには、適切な温度管理のもと、静穏な環境においてベンダーエレメントを組み込んだ、 10^{-5} mm オーダーで変位による圧力制御ができる高性能三軸圧縮試験機を使いこなすことができ、粘性土の最終的なせん断過程に至る前の力学特性に関連するせん断剛性率を評価できること、及び土のひずみ速度を超低速（約 $3 \times 10^{-8} \text{s}^{-1}$ ）から高速（約 $3 \times 10^{-5} \text{s}^{-1}$ ）まで自由に制御できる定ひずみ速度載荷圧密試験機を使いこなすことができ、剛性が高い砂杭と剛性が低く圧縮性が高い粘性土との側方圧力に関する相互作用を評価できることが求められる。

本業務は国の公共事業における港湾整備事業に直結した研究業務であることから、本業務の実施機関は、港湾整備に関する総合的かつ最新の知見と工学的研究遂行能力及び研究実績を有することが必要である。

このため、下記応募要件を満たすと認められる者がいない場合に特定法人等との随意契約手続きに移行することを明示して「参加意思確認書の提出を申請する公募」を行ったところ、参加意思確認書を提出する者がいなかったことから、当該委託業務を遂行することが出来る唯一の機関として選定した国立大学法人北海道大学と会計法第 29 条の 3 第 4 項の規定に基づき、随意契約を行うものである。

（応募要件）

【技術力に関する要件】

- ① 適切な温度管理のもと、静穏な環境においてベンダーエレメントを組み込んだ、 10^{-5} mm オーダーで変位による圧力制御ができる高性能三軸圧縮試験機を使いこなすことができ、粘性土の最終的なせん断過程に至る前の力学特性に関連するせん断剛性率を評価できること。
- ② 土のひずみ速度を超低速（約 $3 \times 10^{-8} \text{s}^{-1}$ ）から高速（約 $3 \times 10^{-5} \text{s}^{-1}$ ）まで自由に制御できる定ひずみ速度載荷圧密試験機を使いこなすことができ、剛性が高い砂杭と剛性が低く圧縮性が高い粘性土との側方圧力に関する相互作用を評価できること。

令和 3 年度

横浜港湾空港技術調査事務所

随意契約理由書

件名）横浜港湾空港技術調査事務所護岸活用検討業務

本件は、下記理由により「株式会社日本港湾コンサルタント」と随意契約致したい。

記

本業務は、横浜港湾空港技術調査事務所構内の石積護岸について現況を把握するとともに、既存護岸の補修・改良後の護岸自体に「環境共生型構造に関する検証施設」、「新技術活用に関する検証施設」の機能を付加する検討を行う業務である。

対象とする施設は、戦前に構築された護岸であるため老朽化が進んでいる。また、数年前に補修を行ったが現在一部変位が発生している。よって、設計を行うにあたっては、歴史ある護岸を可能な限り残すことや、復旧も考慮して検討しなければならない。一方護岸は、高潮、高波を防護する他に、環境改善や技術開発を行うことが可能な場でもある。

本業務の実施にあたっては、老朽化した既設護岸を、補修・改良で施設の機能を回復しつつ、如何に補修・改良後の護岸自体に「環境共生型構造に関する検証施設」や「新技術活用に関する検証施設」の機能を付加するかを検討するものであることから、最新の専門的な知見・技術力が必要である。

よって、既存護岸の改造を考慮する際の留意点、環境共生型構造に関する検証施設の施設整備計画を検討する際の着目点、新技術活用に関する検証施設の施設整備計画を検討する際の着目点について、簡易公募型プロポーザル方式（総合評価型）により技術提案を求め、優れた技術提案を行った株式会社日本港湾コンサルタントを特定した。

したがって、株式会社日本港湾コンサルタントが本業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断できる。

以上の理由から会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、株式会社日本港湾コンサルタントと随意契約するものである。

令和 3 年度

横浜港湾空港技術調査事務所

随意契約理由書

件名) 令和 3 年度 横浜港本牧ふ頭地区栈橋式岸壁水理模型実験

本件は、下記理由により 株式会社エコーと随意契約致したい。

記

本業務は、横浜港本牧ふ頭地区 BC 岸壁において杭式及びジャケット式栈橋を対象に床版や渡版への揚圧力の作用や反射波の影響評価を目的に、波の収斂や進行に伴う変化について三次元水理模型実験にて、解析検討するものである。

業務の実施に当たっては、栈橋式護岸に作用する揚圧力及び入射する波浪の波高分布の水理特性を的確に把握し、三次元水理模型実験（平面）にて各波浪条件による揚圧力作用及び波高分布反射特性から波の進行及び隅角部の波の収れん状況を把握・評価し、設計へ適切に反映することが必要である。実験においては、揚圧力と波高分布が床版や渡版へ及ぼす影響などの解析検討が重要であり、港湾における水理模型実験及び設計に関する総合的かつ最新の専門的な知見・技術力が必要である。

このため、揚圧力作用実験及び波高分布・反射特性実験における測定点の配置上の留意点とデータ測定上の留意点について、簡易公募型プロポーザル方式により技術提案を求め、優れた技術提案を行った株式会社エコーを特定した。

したがって、株式会社エコーは本業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断される。

以上の理由から、会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、株式会社エコーと随意契約するものである。

国土交通省 関東地方整備局

令和3年度

横浜港湾空港技術調査事務所

随意契約理由書

件名) 令和3年度 横浜港本牧地区荷さばき地液状化対策検討業務

本件は、下記理由により株式会社日本港湾コンサルタントと随意契約致したい。

記

本業務は、横浜港本牧地区の荷さばき地において、耐震化に向けた液状化対策の検討を行うものである。

当該施設の設計上、「面的な液状化に対する適切な解析・評価」及び「荷さばき地及び周辺施設を考慮した液状化対策の検討」に留意する必要がある。以上を考慮した地盤改良工法を選定するためには、港湾施設の設計に関する十分な実績の他、専門的な技術力と豊富な知見を有している必要がある。

このため、簡易公募型プロポーザル方式（総合評価型）により技術提案を求め、最も優れた技術提案を行った株式会社日本港湾コンサルタントを特定した。

したがって、株式会社日本港湾コンサルタントが本業務を最も円滑かつ適切に実施できるものと判断できる。

以上の理由から会計法第29条の3第4項に基づき、株式会社日本港湾コンサルタントと随意契約するものである。

令和3年度

横浜港湾空港技術調査事務所

随 意 契 約 理 由 書

件名：千葉県所有普通財産（土地）借上

本件は、下記の理由により、千葉県知事と随意契約したい。

記

本件は、関東地方整備局横浜港湾空港技術調査事務所事業のための千葉市中央区川崎町の土地の借上を行うものである。

千葉市中央区川崎町の土地は関東地方整備局横浜港湾空港技術調査事務所事業で実施する海洋短波レーダー局を設置するための土地として当事務所の事業実施に必要不可欠な土地である。

よって、都道府県から直接に物件を借り入れるため、会計法第29条の3第5項（予決令第99条第1項第16号）の規定に基づき、当該物件の港湾施設の管理委託者である千葉県知事と随意契約するものである。

以上

令和3年度

横浜港湾空港技術調査事務所

随 意 契 約 理 由 書

件名：港湾施設の目的外使用料

本件は、下記の理由により、千葉県知事と随意契約したい。

記

本件は、関東地方整備局横浜港湾空港技術調査事務所事業のための船橋市潮見町地先の土地の借上を行うものである。

船橋市潮見町地先の土地は関東地方整備局横浜港湾空港技術調査事務所事業で実施する海洋短波レーダー局を設置するための土地として当事務所の事業実施に必要な不可欠な土地である。

よって、都道府県から直接に物件を借り入れるため、会計法第29条の3第5項（予決令第99条第1項第16号）の規定に基づき、当該物件の港湾施設の管理委託者である千葉県知事と随意契約するものである。

以上

令和3年度

横浜港湾空港技術調査事務所

随 意 契 約 理 由 書

件名：横浜市所有ふ頭用地使用料

本件は、下記の理由により、横浜市長と随意契約したい。

記

本件は、関東地方整備局横浜港湾空港技術調査事務所事業のための大黒ふ頭のふ頭用地の借上を行うものである。

大黒ふ頭ふ頭用地は関東地方整備局横浜港湾空港技術調査事務所事業で実施する海洋短波レーダー局を設置するための土地として当事務所の事業実施に必要不可欠な土地である。

よって、市町村から直接に物件を借り入れるため、会計法第29条の3第5項（予決令第99条第1項第16号）の規定に基づき、当該物件の港湾施設の管理委託者である横浜市長と随意契約するものである。

以上